

教員免許状更新講習をめぐる諸問題

横 田 信 義

はじめに

一 講習実施前の諸問題

- 1 講習の趣旨・目的
- 2 講習を開設することができる機関、そして内容
- 3 講習内容
- 4 文部科学省への申請・認定
- 5 募集について
- 6 受講生の属性—男女比・年齢・免許状の種類
- 7 課題意識調査・「事前アンケート」の分析
- 8 障害者の受け入れについて

二 講習中の諸問題

- 1 当日の運用—遅刻・早退等について—
- 2 受付について
- 3 講義中
- 4 修了試験について

三 講習終了後の諸問題と判定会議

- 1 修了認定試験の結果 (以上 本号)

おわりに

- 2 事後評価のためのアンケートについて (以下 次号)
 - 2-1 来講習の内容・方法についての総合的な評価
 - 2-2 来講習の運営面についての評価

は じ め に

東北福祉大学では（以下本学と略）、平成 21 年 7 月 27 日より 31 日まで（夏期講習と略）、そして同年 12 月 19・20 日、そして、23 日から 25 日まで（冬期講習と略）教員免許状更新講習（講習と略）をそれぞれ 5 日間ずつ実施した¹⁾。本稿の目的はこの講習の実施に至るプロセス、実施期間中の諸問題、実施後にあった二・三の問題を時系列的にふりかえり、報告するものである。ただし、本学には、通信制の課程があり同様の講習をおこなっているが、ここにはふれない。また、本年度は修了認定試験までとし、事後アンケート以降は次年度に掲載する。

さて、教員免許状更新講習は、平成 19 年、第 166 回国会で成立した「教育職員免許法及び教育職員特例法の一部を改正する法律（法律第 98 号）」に²⁾その法的根拠をもって、実施される。その具体的な運用に関わる事項は、平成 20 年 3 月に公布された「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）」および「免許状更新講習規則（平成 20 年文部科学省令第 10 号）」にある。いずれも、平成 21 年 4 月 1 日から施行された。本稿の目的か

らは、法成立のプロセスやそのもの自体の賛否については議論の対象外とする。つまり、法の善し悪しではなく、成立した法律に則って実施した講習そのものをみていこうとするものである。

一 講習実施前の諸問題

1 講習の趣旨・目的

講習の意図・趣旨なり目的を文部科学省（文科省と略）では「その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識・技能を身につけることで、教員が自信と誇りをもって教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ること」を目指す、と説明している。教員に現在どのような問題がおきているのかを、ここでは触れないが、逆説的にいえば、教員は自信や誇りを持てず、社会からは尊敬と信頼も受けていないのであろうか。そこで、上記のような講習の目的等を記すことになったのであろう。それにしても、これが文科省からいわれるところに問題があるようと思われる。その解決のための方途を大学等に「お願いする」のも、大学側では少々戸惑いを覚える。たしかに大学は、教員免許状の有資格者を卒業させてはきた。だからといって、教員採用には一切関わっていないはずであるし、大学4年間以上に教員生活のほうが長期間に及ぶ。それはともかく、それでは講習を開設することができる機関はどのようになっているのであろうか。

2 講習を開設することができる機関、そして内容

講習を開設できる機関は、『教育職員免許法』第9条の3に「大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う」ことになっている。具体的には①大学、②養護教諭養成機関、③教員養成機関、④栄養教諭の教員養成機関、⑤特別支援学校の教員養成機関、⑥都道府県、指定都市、中核市の教育委員会、⑦大学共同利用機関、⑧文部科学大臣が指定する者、が示された。そして、法制化されて以後、宮城県教育委員会からは、本学に開講の依頼がきていたので、当該教育委員会では開設しないことがわかつてきた。そんな空気のなか、本学は、この講習はやるべきである、という方向性がでてきていた。もし、実施するとして、講習の内容はどうあるべきなのか、が次の課題になった。つまり、「平成20年文部科学省告示第50号」についてである³⁾。いわゆる「必修領域」12時間以上、「選択領域」18時間以上の具体的な講習内容をどのように設けるのかであった。

3 講習内容

大学等で実施する講習は「必修領域」と「選択領域」の2領域にわかれており、それぞれの領域の具体的な中身についてどのように取り組んできたのかを述べる。いわゆる必修領域つまり、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力に

表1

日程	時間	テーマ	内容	講師
7月27日 (月)	9:10~10:35	教職についての省察	学校を巡る状況の変化の理解	佐藤 善昭
	10:45~12:10		専門職たる教員の役割	石原 直
	13:10~14:35	子どもの生活の変化の理解	特別支援教育に関する新たな課題	庭野賀津子
	14:45~16:10		カウンセリング・マインドと学級づくり	木村 進
7月28日 (火)	9:00~10:25	教育政策における諸改革の動向と課題	学習指導要領の改訂等について	吉井 宏
	10:35~12:00		その他教育改革について	伊藤 嘉則
	13:00~14:25	学校内外の連携協力	各種課題に対する組織的対応のあり方	伊藤 嘉則
	14:35~16:00		学校における危機管理	小石川秀一
	16:30~17:10	修了認定試験		

についての理解に関する事項（12時間以上）」は、実はほとんどの内容が決められていて大学のオリジナリティーを發揮する余地は少ない。つまり、「テーマ」と「内容」が決まっているのである。それでも精一杯研究した結果、次のようにした（表1）。

〈必修講習〉

必修領域のテーマ「教育の最新事情を読み解く」は、「教育の最新事情を総合的に考察する。教職については、学校や子どもを巡る状況の変化をとらえ、専門職たる教員の役割、特別支援教育や学級づくりの課題等について考察する。教育政策については、学習指導要領の改訂等を含めた教育諸改革の動向について理解を深め、現状における課題および学校における危機管理を含めたいくつかの課題に対する学校内外の連携協力といった組織的対応について考察する。なお、受講対象は全校種とする。」とした。そのテーマは4分割されていて、「表1」のとおりそれぞれ2コマづつの「内容」を配置した。それぞれをみる。

『教職についての省察』は「学校を巡る状況の変化の理解」と「専門職たる教員の役割」、『子どもの生活の変化の理解』は「特別支援教育に関する新たな課題」と「カウンセリング・マインドと学級づくり」、『教育政策における諸改革の動向と課題』は「学習指導要領の改定等について」と「その他教育改革について」、『学校内外の連携協力』は「各課題に対する組織的対応のあり方」「学校における危機管理」になる。そして、1コマを何分にするのかもかなり突っ込んだ議論を持ったが、受講生の集中力の問題や最年長者が53歳になるということから、また、12時間という物理的な制約があったので85分に決定した。なお、その講義（シラバス）内容は後に論じる予定であるのでここでは触れない。また、この必修領域の「修了認定試験」についても後述するのでここでは触れない。

それに対して、選択領域は「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項（18時間以上）」

で、その内容は『幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題』であれば、ある意味講習側に任せされていた。そこで、本学の教員養成の特徴（取得免許状）と現職教員の学校種からどうあるべきかを考察していった。

本学で取得できる教員免許状は、高等学校地理歴史科（昭和42年・平成元年・平成2年設置認可）、同公民科（昭和42年・平成元年・平成2年設置認可）、同福祉科（平成13年設置認可）、中学校社会科（昭和42年設置認可）、特別支援学校（平成45年設置認可、平成19年に特別支援学校と学校種変更）、養護教諭（平成17年設置認可）、小学校（平成18年設置認可）、幼稚園（平成18年設置認可）、であるが、卒業生に提供する講習と考えれば、それだけの年数を経る必要があろう。さらに、本学の位置する地理上の制約を加味すると高校・中学校の社会科系の現職教員はそれほど多くはない。東北6県の社会科系の採用状況に比例するからである。本学卒業生は、特別支援学校に勤務する傾向にあたし、現に相当数の教員が当該学校に奉職している。

その結果、特別支援学校に勤務している本学卒業生への支援や役に立つ講習を計画することになった。当該学校で現在解決すべき教育問題に加えて一般教育現場でも関心の高い課題の1つに「発達障害」問題がある。近年、教育現場で解決もしくは、理解の深まりが求められている今日的な研究課題である。「発達障害」をテーマにしても担当講師が担保できるのも本学の強みである。その結果、「選択講習」は『発達障害の理解と指導』とし、つぎのようにホームページ上に講義の内容を掲示した。それは、「発達障害児へのよい支援を展開するために、発達障害の理解を深め、どのような点に留意しながら学習指導や生活指導をすればよいかについて講義する。また、発達障害児の指導で活用されているソーシャル・スキルトレーニングの具体的な方法を紹介する。さらに、障害児の保護者対応のポイントについて考察する。」という内容である。その18時間のテーマ、内容そして講師等は下記のようになつた（表2）。

〈選択講習〉

テーマ：「発達障害の理解と指導」

選択領域の主題は「発達障害の理解と指導」で、そこにはいかにすれば、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する課題」になっていくのであろうかという問題意識から「テーマ」は6分割、「内容」は11とした。

「表2」をみると。テーマ『LDの理解』は「LDの心理・行動特性」と「LDの児童生徒への指導」、『ADHDの理解』は「ADHDの心理・行動特性」と「ADHDの児童生徒への指導」、『高機能自閉症・アスペルガー症候群の理解』は「高機能自閉症・アスペルガー症候群の心理・行動特性」と「高機能自閉症・アスペルガー症候群の児童生徒への指導」、『知的障害を伴う自閉症の理解』は「知的障害を伴う自閉症児の心理・行動特性」と「知的障害を伴う自閉症児の児童生徒への指導」、『SSTの活用』は「発達障害児を対象とした SST の指導の実際 1」と「発達障害児を対象とした SST の指導の実際 2」、『保護者支援』は「障害のある児童生徒の保護者への支援」とした。1コマは「必修講習」より5分多くし90分。ただし、テーマ『保護者支援』の講義時間は130分で間に10分

表2

日 程	時 間	テー マ	内 容	講 師
7月29日 (水)	9:00~10:30	LDの理解	LDの心理・行動特性	黄 淵熙
	10:40~12:10		LDの児童生徒への指導	黄 淵熙
	13:10~14:40	ADHDの理解	ADHDの心理・行動特性	庭野賀津子
	14:50~16:20		ADHDの児童生徒への指導	庭野賀津子
7月30日 (木)	9:00~10:30	高機能自閉症・アスペルガーラー症候群の理解	高機能自閉症・アスペルガーラー症候群の心理・行動特性	大関 信隆
	10:40~12:10		高機能自閉症・アスペルガーラー症候群の児童生徒への指導	大関 信隆
	13:10~14:40	知的障害を伴う自閉症の理解	知的障害を伴う自閉症児の心理・行動特性	三浦 剛
	14:50~16:20		知的障害を伴う自閉症児の児童生徒への指導	三浦 剛
7月31日 (金)	9:00~10:30	SSTの活用	発達障害児を対象としたSSTの指導の実際1	菊池 陽子
	10:40~12:10		発達障害児を対象としたSSTの指導の実際2	菊池 陽子
	13:10~15:20	保護者支援	障害のある児童生徒の保護者への支援	菅井 邦明
	15:50~16:50	修了認定試験		

の休憩にあて、正味 120 分の講義時間を確保した。すべて 18 時間の制約からである。実は修了認定試験時間も必修は 40 分、選択は 60 分であるのも 12 時間と 18 時間というところにある（後述）。以上のように必修・選択講習と担当講師を骨子とした申請書類を作成した。次にはこの申請書類と文科省からの認定についてみる。

4 文部科学省への申請・認定

平成 21 年 4 月から実施される教員免許更新制の免許状更新講習は、教育職員免許法第 9 条の 3 に基づき、文部科学大臣認定を受けて開設することになっている。第 1 回の申請は平成 20 年 10 月 24 日から 12 月 1 日で、本学は 11 月 17 日付で申請書類を提出した⁴⁾。

そして、平成 21 年 1 月 13 日、文科省は第一回の認定結果を公表した。それが表 3 である。文科省のホームページにも掲示されたことが、本学の「夏期講習」に定員を超える申し込みがあったのであろう（後述）。

表 3 をみる。「申請状況」は、必修領域 61 大学等、282 講習で、認定されたのは 45 大学等、268 講習である。一方、選択領域の申請状況は 90 大学等で 1,569 講習。この認定状況は 81 大学等 1,425 講習であった。申請したすべての大学等が認定を受けられたわけではなかった。必修領域では 3 割の不認定大学等があり、選択領域では 1 割の不認定大学等があったのである。さらに

表3

申請状況	必修領域	61 大学等	282 講習
	選択領域	90 大学等	1,569 講習
認定状況	必修領域	45 大学等	268 講習
	選択領域	81 大学等	1,425 講習

衝撃的であったのは、「第1回認定大学等一覧」の報道であった。東北地区では、宮城県（東北福祉大学）と福島県（福島大学）の2県2大学のみであった。この情報は講習受講予定者には驚きに近いものがあったことであろう。本学では夏期講習・冬期講習の二回おこなうことになった。受講者数は、夏期・冬期ともに150人である。この人数は教室のキャパシティに関係した。大学で準備した校舎は、通学等の交通の便を考慮してステーションキャンパスである。また、グループでの講習が予想されていたので、受講人数は最大で150人が限界であった。このような情報を本学のホームページ上にのせた。ホームページ掲載日は1月31日からである。これを見た人から教育研究室⁵⁾に問い合わせの電話がかかるようになった。そして、本学の特徴は必修と選択の双方をセットで受講することである。次の課題は、この受講生の募集はどのようにあったのかを記す。

5 募集について

表4を見る。

夏期講習の募集期間は3月16日（月）から5月8日（金）まで。募集人数は150名。ここに2日後の午前中に170名を超える申し込みがあったので、17日午後には募集を締め切った。なぜこのような結果になったかは、前節でみたように、本学が第一回の認定校であったからであろう。それは、教員免許状所有者の33歳・43歳・53歳の先生方の切実な講習場の確保の熱意ではなかつたろうか。決して、本学のカリキュラム・設備・講師を他者と真剣に比較して、選んだ結果ではない。選択の余地がこの段階ではなかったことがある。なぜかは冬期講習の募集をみれば歴然としてくる。この受講決定通知書の発送日は4月3日である。また、テキストの発送日は7月2日であった。

冬期講習の募集期間は9月1日（火）から10月2日（金）まで。最終日になっても45名の申

表4

	募集期間	募集 人数	受講許可 人数	受講 人数	備 考
夏期講習	平成21年3月16日（月）～5月8日（金）	150名	170名	165名	3月17日の午前中に定員となり、午後に募集を締め切った。
冬期講習	平成21年9月1日（火）～10月2日（金）	150名	45名	40名	必修40名、選択39名で実施。 選択講習当日キャンセル有り。

し込みしかなかった。夏期講習の時期は完全に夏休み期間で、生徒や学校に迷惑がかか~~ら~~ない、という思いが伝わってきた。それに対して冬期講習は、当初は12月21日から始める予定であったが、学校の終業日と重なるので12月19日（土）、20日（日）の二日間で必修講習を実施し、21・22日の二日間は休みとして23日（天皇誕生日）から25日までを選択講習にあてた（当然文科省には変更届けを6月30日に提出。期日の変更は届け出でのみ可）。しかも、この年はインフルエンザによる学級・学校閉鎖による二学期の終業日の変更など不測の事態があったのも事実である。なんとか期間の変更はならないかという問い合わせはたしかに相当数あった。しかし、本学学生の冬休みは12月23日からで講習の最終日の12月25日は本学の業務最終日であった。それをこえた教室の使用はできなかつたのである。そこでこのような連続ではない日程を準備したのである。

そして、受講者は夏期講習が165名、冬期講習が必修40名、選択39名であるが、1人が選択講習当日にキャンセルしたため1人減ったのである。なお、受講決定通知書の発送日は9月9日以降申し込みのあった方から随時発送した。そして、テキストの発送日は12月7日であった。また、受講料（必修・選択セットで3万円）の振り込み締め切り日は、夏期講習が6月15日まで、冬期講習が10月31日にした。この165名・40名の受講生との交信がスタートした。つぎにはこの受講生のことについてみる。

6 受講生の属性—男女比・年齢・免許状の種類

表5を見る。

夏期講習に受講許可された男女比は男性49名、女性116名。冬期講習は15名と25名であつて、圧倒的に女性のほうが倍以上の人数になった。

表6を見る。年齢構成は夏期講習では33歳が30名、43歳が79名、53歳が56名。冬期講習は33歳が9名、43歳が16名、53歳は15名であった。この結果、43歳が最も多いことになった。それではかれらが現在所持している教員免許状の種類はどのようにになっているのだろうか。

表5

	男性	女性	合計
夏期講習	49名	116名	165名
冬期講習	15名	25名	40名

表6

	33歳	43歳	53歳
夏期講習	30名	79名	56名
冬期講習	9名	16名	15名

表7

	幼稚園	保育士	小学校	中学校	高等学校	特別支援	養護教諭	教員経験者
夏期講習	8名	1名	86名	31名	16名	7名	16名	0名
冬期講習	1名	4名	13名	10名	3名	4名	2名	3名(小1・幼2)

表7を見る。

夏期講習 165名、冬期講習 40名の免許状の種類である。幼稚園 8名、小学校 86名、中学校 31名、高等学校 16名、特別支援 7名、養護教諭 16名、保育士 1名。冬期講習は幼稚園 1名、小学校 13名、中学校 10名、高等学校 3名、特別支援 4名、養護教諭 2名、そして保育士 4名。また、冬期講習には、教員経験者幼稚園 2名、小学校 1名の受講生がいた。本学が選択領域の講義内容を決定する際、卒業生を念頭に置いてというコンセプトとはかなり違ってきていることがわかる。つまり、卒業生以上に圧倒的に他大学出身者で占められていたのである。

一方、免許状数と受講生数が一致しているのは、現職の学校種を意味する。特別支援の免許状はそれのみの単独では取得できないから、基礎免許状が必要であり、当然各自何らかの学校種あるいは教科の免許状を所有していることになっている。それ故に受講生の人数と一致しているのである。この総勢 205名には講習に必要ないくつかの事前調査が課せられていたので、次にはそれらについてふれる。

7 課題意識調査・「事前アンケート」の分析

更新講習では、課題意識調査つまり事前アンケートは必ず実施することが義務づけられていた。『免許状更新講習規則』の「第七条 免許状更新講習の開設者は適切な方法により、自ら実施する免許状更新講習の内容等に関する受講者の意向を把握し、当該意向を適切に反映するよう努めなければならない。」とある。それをうけて本学でも全員に「課題意識調査を実施し、ご提出頂けない場合は、講座受講を許可出来ませんので必ずご提出ください」と通知した。夏期講習の実施期間は申込期間と同一なので、5月8日まで、冬期講習が10月2日までであった。課題意識調査は、受講生の興味関心を確認するために、興味のある講座を1番目～3番目まで順に記入させた。その結果が表8である。

必修講習中1番に関心がある講義は、カウンセリング・マインドと学級づくりで43名。2番が特別支援教育に関する新たな課題で32名である。この2つは同じ『テーマ』の中にある、「子どもの生活の変化の理解」に相当し、45%以上になった。いかに教員にとって現在の子どもの変化が気になっていたかが窺える。3番が「学習指導要領の改訂等について」で30名だから18%、4番が「学校を巡る状況の変化」27名で16%。『テーマ』はそれぞれ異なるが、教師にとって授業を創る上で最も身近なのが学習指導要領である。この改訂の論理を確認することで、ある程度の将来のありかたまでみえてくるのであろう。つぎの学校を巡る状況の変化は、自分たちの

表 8

必修講習（講習名）	夏期講習			冬期講習		
	1	2	3	1	2	3
学校を巡る状況の変化の理解	27	31	32	14	1	8
専門職たる教員の役割	22	14	18	4	7	4
特別支援教育に関する新たな課題	32	30	18	9	8	7
カウンセリング・マインドと学級づくり	43	37	22	8	11	10
学習指導要領の改訂等について	30	26	27	2	8	3
その他教育改革について	1	1	6	0	0	1
各種課題に対する組織的対応のあり方	7	10	25	1	1	6
学校における危機管理	3	16	17	2	4	1

感じているあるいは実感している変化とどう違っているのか、同じなのかの確認ではなかろうか。5番が「専門職たる教員の役割」22名で、13%である。これもまた、自分自身への確認であろう。6番になったのが「各種課題に対する組織的対応のあり方」で7名の人が1番目に関心があると記している。つぎに3名の人が「学校における危機管理」を1番目に関心があるとした。先生方にとって学校の危機管理はあまり興味のない話題のようである。「その他教育改革について」が1番目に関心があるとした先生が1名いた。これが8つの「内容」の興味・関心の順位である。しかばば、この8「内容」の2番目、3番目に関心があるのはどれになるのかは表8を参照して欲しいが、一言触れておくと、「カウンセリング・マインドと学級づくり」37名、「学校を巡る状況の変化の理解」31名、「特別支援教育に関する新たな課題」30名となり、この3つで約60%となる。冬期講習については40名という少人数なのでこれもまた、表8を参考にして欲しい。つぎに選択講習を分析する。表9をみる。

選択講習中、一番関心があるのはどの講義（講義内容）ですか、という質問への順位は「高機能自閉症・アスペルガー症候群の児童生徒への指導」31名、「高機能自閉症・アスペルガー症候群の心理・行動特性」25名、「ADHDの児童生徒への指導」22名、「LDの児童生徒への指導」20名、「発達障害児を対象としたSSTの指導の実際1・2」19名、「LDの心理・行動特性」と「障害のある児童生徒の保護者への支援」が同数の11名、そして「ADHDの心理・行動特性」と「知的障害を伴う自閉症児の心理・行動特性」で9名づつ、最後が「知的障害を伴う自閉状児の児童生徒への指導」6名となった。なお、未回答者が二人いた。この結果をどのように理解したいのであろうか。一つの考え方を示すと次のようになろう。

先生の興味・関心は障害児の児童生徒の「心理・行動特性」という理論や特徴よりもそういう児童生徒への「指導」をどうしたらいいのか、その対処の仕方、解決法の伝授を求めていることがわかる。発達障害の構造は大学等の研究機関にまかせる。現場ではその結果を伝えていただけ

表9

選択講習（講習名）	夏期講習			冬期講習		
	1	2	3	1	2	3
LD の心理・行動特性	11	7	8	2	1	2
LD の児童生徒への指導	20	18	22	0	3	3
ADHD の心理・行動特性	9	6	16	4	2	1
ADHD の児童生徒への指導	22	44	19	5	7	4
高機能自閉症・アスペルガー症候群の心理・行動特性	25	9	11	7	3	7
高機能自閉症・アスペルガー症候群の児童生徒への指導	31	38	21	7	9	8
知的障害を伴う自閉症児の心理・行動特性	9	5	4	3	3	1
知的障害を伴う自閉症児の児童生徒への指導	6	12	13	1	3	1
発達障害児を対象とした SST の指導の実際 1・2	19	11	15	7	1	4
障害のある児童生徒の保護者への支援	11	13	33	4	8	9
未回答	2	2	3	0	0	0

れば、あとは我々で児童生徒と向き合う、ということであろうか。このことは、広く一般化してきてその指導の歴史的蓄積のある「知的障害を伴う自閉症の児童生徒」に対しては、「指導」よりもかれらの「心理・行動特性」に関心が高くなっていることとも関連があろう。この 11 の「内容」結果を 6 分割の「テーマ」に戻して分析していこう。

その順位は、次のようにになった。「高機能自閉症・アスペルガー症候群の理解」56 名、「LD の理解」と「ADHD の理解」が 31 名で同数。次が「SST の理解」19 名、そして「知的障害を伴う自閉症の理解」15 名となり、最後が「保護者支援」11 名となった。この結果よりつぎのような推定ができる。「高機能自閉症・アスペルガー症候群」という、問題意識が急速に学校関係者の間に関心が寄せられているものである。それは、2 番目に同数者より関心を寄せられた「LD」と「ADHD」も前者と同じである。これらがいわゆる発達障害の中心課題である。本学がこの講習を始めるにあたっての「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する課題」である「選択領域」のテーマ・内容はかなり期待されて受講の申し込みにあたったのかもしれない。もしそうであるならば、まさに今日的な講習を提供出来ていたと考えてよい。はたして、講習後に予定されている「事後アンケート」の結果はどうであろうか、後にふれる。

8 障害者の受け入れについて

夏期講習の受講者に 1 名の弱視者がいた。障害者への配慮は、文科省や県教委からも「特段の配慮」の要請があったので、本学でも申し込みがあった時点で、受講生と連絡をとり、支援方法等の打ち合わせを始めた。受講生の希望は「テキストの文字を大きめにして欲しい」ということ

であった。そこで、配布するすべての資料、テキストの文字等を大きくプリントし、本人に提供した。また、座席を真ん中の1番前に設定した。本学は日常的にノートテイクが充実しているので、この点も諂ったが不要の返事であった。結局は障害者はこの方1人で、資料やテキストの文字を大きくし、座席を前にするという支援だけであった。なお、講習中も不便はないか、確認をおこなったが、特段不便していることはないとのことでそれ以上の支援はおこなうことはなかった。そして試験時には、拡大鏡（本人持参）の持ち込みを許可した。

また、夏期講習中、障害者ではないが特段の配慮要請が1人からあった。それは、歩行や移動に支障はないが、大学まで通うのに公共交通機関を使用するとかなりの距離を移動しなくてはならず、その場合足に負担がかかり痛くなるため、「車通勤を許可して欲しい」と要望があった。本学は受講生が車で通学することを基本的に許可しないが、この受講生には許可した。駐車許可証をあらかじめ郵送し、ステーションキャンパス駐車場に駐車させた。上記2例以外特に支援を要することはなかった。なお、冬期講習には、支援の要請はなかった。

そして、テキストについては講師の先生方に示した「作成上の注意点」として①文字は大きめにする。②受講生が講義中テキストに書き込みができるよう余白をある程度設ける。③形式はA4サイズとする。④資料は原則白黒とする。つまり、テキストはA4サイズとした。この提出締切り日は5月29日（金）までとした。受講生への発送日は夏期講習が7月2日。冬期講習者へは12月7日とし、予習のお願いも併せてしてある。それでは講習中にはどんなことがあつたのであろうか。

二 講習中の諸問題

1 当日の運用—遅刻・早退等について—

夏期講習では、教室いっぱいに受講生が座ることもあり、息苦しさから体調不良を訴えた受講生がいた。この方は5分程度別室で休息していただき受講を継続した。

冬期講習では、初日に5分ほど遅刻した方が1人いた。また、選択講習初日に体調不良を訴え、講習をキャンセルした方が1名いた。後述するが、この受講生には必修講習の終了認定試験を受け、成績審査はおこなって合格していたので、「免許状更新講習終了証明書（必修講習）」を発行している。

2 受付について

大学の入学試験等と同様に、本人であることの確認が必要である。そこで、写真付きの身分証明書（免許証等）と本学が発行した写真付きの受講決定通知書の2つを合わせて本人確認をおこなった。なりすまし受講等を防ぐために、確認作業は確実に実施したが問題はまったくなかった。

夏期講習で、受講決定通知書をわざわざ持参された方が2人いたが、身分証明書で本人確認をおこない、

再発行した。

3 講義中

講義内容は、表1・2に示したとおりである。予定の時間に始まり、時間のオーバーもなく時間割のように終了した。しかし、それは結果論であって、いくつかの不測の事態を想定していた。たとえば、受講生が欠席した時の対処法。公共交通機関の不都合にたいする講義時間の変更についての可否。講義中に受講生が体調不良を訴えた時の体制作り。講師の体調不良等による突然の欠席はどのように対処するのか等など。そのため、ひとつひとつに考えられるだけの対処法を用意していたが、いずれも杞憂であった。それでも、夏期講習の講義のすべてをビデオテープに収録したのは、冬期講習の不測の事態に備えていたためである。

4 修了試験について

表1・2に示したとおり、夏期・冬期講習の最初の2日、つまり「必修講習」12時間の講習の最後と、「選択講習」18時間が終了すれば40分と60分の「終了認定試験」が実施される。

「必修講習」、「選択講習」の試験はともに択一式問題（3択）10問（マークシートを使用）と論述問題とした。択一式問題は「必修」担当の先生から3問提出いただき、合計24問から10問出題した。「選択」の問題は同じく合計33問から10問を出題した。論述問題は教育研究室員全員で採点にあたることになっていた。なお、テキストは持ち込みを許可した。その結果については次章で述べる。

三 講習終了後の諸問題と判定会議

1 修了認定試験の結果

免許状更新講習の修了認定試験については、教育再生会議第一次報告において「厳格に行うこと」になっていて、『教育職員免許法』第9条の3および『免許状更新講習規則』第6条、そして、「文部科学省告示第50号」に示され、具体的な取扱いは、平成20年4月1日「文部科学事務次官通知」になる（註6「評価」SABCFの文科省の基準を説明する）。

本学もこの「通知」を遵守し、試験に要する時間は免許状更新講習の時間（30時間以内）に含めることとして、さらに、成績審査の適正性を確保するため、受験申込書に写真の添付を求めたほか、試験時に身分証明書の提示を求めるなど、本人確認を確実におこなった。試験の結果が表10-1・2である。

表10-1を見る。夏期講習の必修講習は、90点以上という高得点者の受講生が120人いて、全体の72.7%を占める。次が80点～89点の受講生で38人。これが23%になる。つまり、80点以上を獲得した受講生が158人、全体の95.7%となる。70～79点の獲得者が6人、60～69点

表 10-1

評価	点数	人数	
		必修講習	選択講習
S	90~100 点	120	141
A	80~89 点	38	15
B	70~79 点	6	6
C	60~69 点	1	3
F	0~59 点	0	0

表 10-2

評価	点数	人数	
		必修講習	選択講習
S	90~100 点	34	34
A	80~89 点	6	3
B	70~79 点	0	0
C	60~69 点	0	2
F	0~59 点	0	0

の方が 1 人いる。この結果、夏期講習の必修講習は全員が合格している。

夏期講習の選択講習は 90 ~ 100 点の獲得者が 141 人。85.4% になる。80 点以上は必修講習とかわらない比率となる。しかし、60 点以上 79 点以下のひとが 9 人と増加する。特に、60 点 ~ 69 点が 2 人増えている。これは「2 事後評価のためのアンケートについて」で分析したい。いずれにしても、選択講習でも全員合格した。これを教育研究会議を夏期講習は 8 月 8 日に、冬期講習は平成 22 年 1 月 13 日に開催し了承された。本人へは点数ではなく「合否」のみの通知で夏期講習は 8 月 28 日に、冬期講習は 1 月 18 日に本人宛に発送した。文科省への報告はそれぞれ 9 月 3 日、1 月 22 日である。

おわりに

本学が平成 21 年度に実施した教員免許状更新講習は、以上の報告・考察に尽きるわけだが、この講習が今後どのようにあるのかの見通をあげて結論にかえたい。

平成 21 年 7 月日の衆議院議員選挙の結果、民主党が政権与党となり、政権を担当した。同政党のマニフェストには、自由民主党政権時代の政策の見直しがいくつかあったが、その 1 つに講習があった。はたして、平成 22 年 6 月 3 日、川端文部科学相は教員免許更新制の存廃を含む諸

問題を中央教育審議会（三村明夫会長）に諮問した。これは、新たな教員養成・免許制度の在り方を諮るものであるが、本学では、前年のマニフェストやこのような見通しのなかで、平成22年度の講習の実施を見送った。しかし、客観的な社会環境が本年6月の参議院議員選挙で絶対安定多数の国会が変化したのである。そのことと連動するのであろうか、文部科学省から本年6月3日、9月16日に「引き続き免許状更新講習の開設や質の高い免許状更新講習の実施にご尽力いただきますよう」という書類が届いている。また、同年9月25日、日本教師教育学会第20回大会に出席した文部科学副大臣・鈴木寛氏は基調講演の中で6月に中央教育審議会へ諮問した動向について「中教審第一次答申の中間報告の一部の一部が本年度末にある予定」と説明している。文科省ではこの答申を受けて「パブリックコメント」でさらに今後の方策を考えたいとしている。

一方、9月14日には、平成21年度に実施した「事後評価結果」等を公表している。そして、同日「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係わる調査」の集計結果が届いた。これを見ると77.2%の教員が「多忙の中で参加しにくい」と感じ、「受講料が高い」が70.6%となり、ついで「更新事務手続きが煩雑である」が47.0%，そして「講習の受講時間数（30時間）が多い」が46.2%となっている。本学の受講生の「自由記述」と酷似する。つまり、講習の中味は有意義だが、国家的な制度とするには如何であろうかということになりそうである。これらを受け、本学では平成23年度も本講習を中止することになった。

註

- 1) 周知の通り「教員免許状更新講習」は、平成21年度より始まったものである。本学は当年度のみで終了しているから時系列的に振り返ることが可能である。他大学の状況は不明であるが、今のところ「講習」の全体を俯瞰する論文や報告書は多くはないようである。そんな中で「講習」の受講者へのアンケートを分析した三浦孝啓氏の「教員免許更新制は即時廃止を」（『世界』2010・3月 岩波書店）がまた、喜多明人・三浦孝啓氏編『「免許更新制」で教師は育たない』（岩波書店 2010年8月）が発表されている。比較的早い例であろう。しかし、論点が異なるので彼らとは議論にならないと思っている。
- また、本年9月25日、日本教師教育学会第20回大会で臧惣氏が「教員免許更新制の政策目的と今後の動向」を大和真希子氏が「大学における現職教育の可能性—免許更新講習における「省察型」プログラムを事例として—」を発表した。これも免許更新制を主題とする研究としては早い例であろう。しかし、全体を通しての研究報告は本稿をもって嚆矢になろう。
- 2) 法律は頁数の関係から割愛せざるをえない。了解されたい。
- 3) 『平成20年文部科学省告示第50号』は平成20年3月31日で「免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）第4条第2項及び第6条の規定に基づき免許状更新講習規則第4条第2項に規定する事項の詳細な内容及び同6条に規定する修了認定の基準を定める告示を次のように定める」を指す。その1が「免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令10号）第4条第2項に規定する事項の詳細な内容は、次の表に掲げる項目及び内容を含むものとする」であって、ここに12時間と18時間が示されている。
- 4) 本来、申請書類も提示すべきであろうが、あまりに膨大になるので紙数の制限上、割愛せざるをえない。了解されたい。
- 5) 講習についての企画・立案は教育研究室が担任した。現在は名称変更して「教職課程指導室」となったが、室員に変更はない。申請書類等は、石村美砂、本田知美の2人があたった。本論

の資料及び「表」の作成にはこの2人から提供をいただいた。記して感謝申し上げる。

- 6) 「評価」のSは試験の点数が90～100点、Aは80～89点、Bは70～79点、Cは60～**69**点、Fは0～59点を指す。